

# 水道災害時等における応援に関する協定書

安中市(以下「甲」という。)と安中市管工事協同組合(以下「乙」という。)は、地震等予期せぬ水道災害発生時に甲の要請を受け、乙が水道施設等の応急復旧及び応急給水(以下「応急措置」という。)を行うことを目的として次のとおり協定を締結する。

## 第1条(趣旨)

この協定は、安中市に災害が発生し、水道設備等が被災した時、断減水等の被害を早期に復旧するための応急措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条(応援要請)

甲は、被災した水道施設等の応急措置について、災害の状況に応じ、乙に応援の要請をするものとする。

2 前項の規定により要請を行う場合は、甲、乙速やかに連絡を取り合うとともに事前に下記事項を明らかにし、応急措置応援要請書(別記様式。以下「要請書」という。)を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがない時は口頭で依頼し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び作業の内容
- (2) 応急措置に必要な人数及び期間
- (3) 応急措置に必要な機器材の品名、規格、数量等
- (4) 応援の場所
- (5) 前号各号に掲げるもののほか、応援に関し必要な事項

## 第3条(応援)

乙が行う応援の内容は、上下水道部作成の災害対策マニュアル緊急応援対策動員計画表に基づき行うものとする。

ただし、応急措置の範囲が広範囲にわたる場合及びその他特別な場合は、甲はこれを変更し要請することが出来る。

## 第4条(連絡責任者)

甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、応援の要請その他応援に関する連絡を行うとともに、応援措置に必要な現場指揮等を行うものとする。

## 第5条(応援活動の実施等)

乙は、応援活動を円滑に実施するため、速やかに組合加盟業者(以下、「組合員」という。)等に指示し、応援活動に必要な機器材、人員等の把握に努め、甲に報告するものとする。

2 組合員は、甲の指示に基づき速やかに応急措置の作業に従事するものとする。

## 第6条(費用の負担)

甲は、応急措置に要した次の経費を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借り上げ費
- (3) 要請により使用した乙及び乙の組合員の所有する資材費
- (4) その他応急措置に要した経費

## 第7条(費用請求)

乙は前条の経費について、甲の積算基準により算定した金額を一括して甲に請求するものとする。

## 第8条(労災補償及び損害賠償)

応急措置において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合は、乙の労災保険により保証するものとする。

2 応急措置により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上対処するものとする。

## 第9条(訓練)

甲及び乙は、災害発生時における応急措置を速やかに行えるように必要に応じ訓練を実施するものとする。

## 第10条(他市町村の応援要請)

甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に協力要請することが出来る。

## 第11条(協議)

この協定に定めのない事項及びこの協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、おのおの1通を保有する。

平成24年1月30日

甲 安中市安中1-23-13  
安中市  
代表者 安中市長

乙 安中市郷原1,100-1  
安中市管工事協同組合  
理事長